競	務署受任	村町																		
	令和							年分	}年末調整(こよる不	足額徴収	【繰延承認	即	請書		令和	口 年	月	日提	<u>;</u> ≟;;;
	``	, *				給 与 支 払	trite (c)	住点	所 又 は 所	₹								1170	<u> </u>	
			秭	治務署:	長 殿			氏名又は名称 個人番号又は法人番号												
												固人番号の記載に当た	こっては、	、左端を空欄とし、ここ	から記載してくだ	さい。				
所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。																				
徵 収 承 認			所属部課名							申請年月日									;	
			住	所																
			氏	名																
繰受す				の最終支払 に支払われ 与	Aに対 徴収税	する源泉 年末調整による 不足額					支払月の前月 手取額の平均 E	平均月割額の 割相当額 (E×70%)		平均月割額の7 割と最終支払月 の手取額との差 額 (F-D)	年末調整による 不足額のうちそ の年徴収すべき 不足額(C-G)	ちそ べき	徴収繰延を受け		受けよう その月別	備
		忍を	Α			В		С	(A B C)		E	F		領 (F D)			· ·		O1/2	考
		う と 額															承認額		Р	
																	2月		F.	円 円
税 理 士 署 名																				
※ 税務署 欄	起案		•	•		署長	副署長	差 統	括官 担当	者(却	下の理由)							既	整理簿	通知書
	決裁・			•	決裁													未済		-
	施行処理	承認		· 却下	15%													欄		
	Ť	番号確認			边心	確認書類 個人番号 その他	ラカード/通	通知カード・運転免許証)					1			İ			 	

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第 185 条又は第 186 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財確法」といいます。)第 28 条第 2 項の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等 を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。

5 各欄の記載方法

- (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額(その年最終の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額)を記載します。
- (2) 「Aに対する源泉徴収税額」欄には、給与の最終支払月中に支払われる給与から所得税法第 183 条第1項及び復興財確法第 28 条第1項の 規定により徴収される税額を記載します。
- (3) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終 支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控 除した残額を、当該給与の支払月数で除した金額を記載します。
- (4) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
- (5) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額のあった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。

なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。

- (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署 名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。